

1. 改正の趣旨

- ① 2019年5月1日施行予定の元号改正に伴って、調査票に元号の記載がある箇所を変更する。
また、調査票情報のデータ入力時の誤入力等を防止するために、視認性が高まるよう調査票の形式的な変更を併せて行う。
- ② 1次利用者の利便性向上を図るため、e-Statの電子データ化及びデータベース化を中心としたものへと転換することに伴い、報告書への掲載内容を絞る。

2. 改正点

- ① 調査票内で元号を選択して回答を要する箇所について、選択式から記入式へ変更するとともに、「平成」とプレプリントされている箇所についても、記入方式へと変更する（調査票新旧の赤色の枠が該当箇所）。
また、調査票内の選択項目について、番号を付番するとともに、記載文字を大きくする等の工夫を行う（調査票新旧の青色の枠が該当箇所）。
※ 2019年調査分からの適用（2019年1月1日～）
- ② 公表の方法について、以下のとおり変更する。
（旧）厚生労働省ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載するとともに報告書を刊行する。
（新）厚生労働省ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。
また、報告書については、人口動態調査集計事項一覧から一部抜粋する等して刊行する。
※ 2017年調査分からの適用